

# ほっとらいん立石駅北口

## ～立石駅北口地区再開発ニュース～

厳しい暑さがつづいております。皆様いかがお過ごしでしょうか。

組合では、今秋の権利変換計画の策定に向けて、皆様が権利変換される床(住宅・店舗)の確定手続きを進めてまいります。個別面談を通じて皆様のご意向を確認させていただきます。引き続き組合活動にご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。



### 取得住戸決定のため「住戸申込み」が始まります

まもなく第1回住戸申込みが始まります。

申込み期間は、**8/18日(木)～8月22日(月) (必着)**となります。住宅に権利変換をご希望されている方はこの期間にお申込みいただきますようお願いいたします。

今回の第1回住戸申込みでお申込みできる住戸は1戸です。すでに送付済みの「取得希望住戸申込書(右図)」に第一希望から第三希望までご記入ください。

なお、複数住戸への権利変換希望の方などのお申込み手続きについては、別途送付の「第1回住戸選定のお知らせ(選定スケジュール)」をご確認ください。

取得希望住戸申込書

### 店舗(位置・面積等)の最終希望を伺っています

現在、組合では個別面談にて権利変換の最終的な希望を確認しています。

店舗(共有床含む)をご希望され、個別面談が未了の方につきましては、

**8月下旬までにご希望の位置、面積などをお聞かせください。**

ご協力のほどよろしくお願いいたします。



#### ■店舗区画(位置・面積)確定までのスケジュール

令和4年					
7月	8月	9月	10月	11月	12月
希望の申出 (位置・面積)		店舗区画の 確定・同意	権利変換計画認可申請 に向けた諸手続き		
		店舗区画の調整			



# 家主の皆様へ

## ～借家人様 退去に関してのお願い～

平素より組合活動にご理解ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。  
今月より、一部先行して借家人様の退去が始まります。

建物所有者（家主）の皆様におかれましては、  
来年8月（予定）の組合への明渡しの際に残置物  
が無いよう、ご対応をお願いいたします。



詳細につきましては、別添の「明渡し手引き」を  
ご確認ください。

### ～ご確認事項～

- 借家人様の退去が決まりましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。
- 来年8月（予定）の組合への明渡し時に残置物があった際は、建物所有者様のご負担で処分いただくことになります。借家人様退去時に不要な残置物がないか確認をお願いいたします。
- 借家人様の退去後も、組合への明渡しまでは引き続き建物所有者様にて管理を行っていただきます。明渡しまでは火災保険の継続をご検討ください。
- 組合への明渡し時には、建物所有者様と事務局員の立会い確認にご協力をお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上で活動してまいります。  
ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

